

直送済

令和5年（ワ）第408号 差止請求事件

原告 特定非営利活動法人消費者機構日本

被告 山梨県知事長崎幸太郎

5

被告第6準備書面 (甲9の作成時期について)

令和7年4月30日

10

甲府地方裁判所 民事部 合議A係 御中

被告訴訟代理人 弁護士 足立 格

15

被告において既に主張しているとおり、甲9の作成時期は、甲9の契約当事者となる地域枠医師が医師免許を取得した後（同免許を取得してから臨床研修を開始した後となる可能性もある）となることが想定されている（現時点で甲9が作成された実績がないため、想定となる）。

20

医師免許取得後に甲9が作成されることが想定されていることは、甲6の山梨県地域枠等医師キャリア形成プログラムの1頁目で「地域枠で入学した者は、医師免許取得後、別紙1（注：甲9と同じもの）により県とキャリア形成プログラムの適用に係る契約を締結すること」と記載されていることから明らかである。

以上